

## 住宅のバリアフリー改修に伴う減額について

### ●減額要件

- ・新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）
- ・平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に改修工事が行われたもの
- ・工事費用の自己負担額（工事費から補助金等を除いた額）が50万円を超えるもの
- ・床面積が50㎡以上であること
- ・居住の用に供する部分が2分の1以上であること
- ・改修工事を行った部分が280㎡以下であること

※ 契約締結日が平成25年3月31日までの場合は、契約締結日の分かる書類を提出することにより30万円以上の自己負担額で減額の対象となります。

### ●減額 改修工事が完了した翌年度分の税額を1年間のみ3分の1減額 （100㎡分までを限度）

### ●居住者要件 次のいずれかの者が居住すること

- ① 65歳以上の者（改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日現在）
- ② 介護保険制度において、要介護認定又は要支援認定を受けている者
- ③ 障害者（地方税法施行令第7条各号に掲げる者）

### ●対象となるバリアフリー改修工事

- |            |             |           |
|------------|-------------|-----------|
| ① 廊下の拡幅    | ② 階段の勾配の緩和  | ③ 浴室の改良   |
| ④ トイレの改修   | ⑤ 手すりの取付け   | ⑥ 床の段差の解消 |
| ⑦ 引き戸への取替え | ⑧ 床表面の滑り止め化 |           |

### ●改修後3ヶ月以内に別紙申告書と下記書類を添付して申告

### ●添付書類

（裏面に記載）

● 添付書類

I 納税義務者の住民票の写し

(※公簿等により確認できる場合は省略することができます。)

II 居住者要件に応じ、それぞれ次に定める書類

i 65歳以上の者・・・その者の住民票の写し

(※公簿等により確認できる場合は省略することができます。)

ii 要介護認定又は要支援認定を受けている者

・・・介護保険法に規定する被保険者証の写し

iii 障害者・・・地方税法施行令第7条各号に掲げる者

III 工事内容を証明する次に定める i～iii の書類、または iv の書類

- i 改修工事に係る明細書（当該改修工事の内容及び費用を確認できるもの）
- ii 写真（当該改修工事がおこなわれた箇所を撮影したもの）
- iii 領収証等（工事費用を支払ったことが確認できるもの）

または

- iv バリアフリー改修が行われた旨を証する書類（増改築等工事証明書等）  
※証明書は、改修工事を行った事業者（登録された建築士事務所に属する建築士）、指定確認検査機関、登録住宅性能機関等に証明を依頼して下さい。

- IV 補助金等を受けている場合  
補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することが出来る書類